

高知市「週休2日制モデル工事」試行要領（営繕工事編）

（趣旨）

第1条 この要領は、改正品確法の趣旨に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組みとして、高知市が発注する営繕工事（建築物の新築，増築，改築，修繕，模様替，その他準ずるもの）において、「週休2日制モデル工事」（以下、「モデル工事」という。）を試行するにあたり必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 モデル工事は次に掲げる工事のいずれかを対象とする。ただし、現場施工日数が休工日を含め30日未満の工事，工期や作業工程に制約がある工事又は社会的要請等により早期の工事完成が必要な工事（緊急応急工事を含む）については対象外とする。

（1）発注者指定型

発注者がモデル工事の実施を指定する工事。なお、請負対象金額5,000万円以上（第6条に規定する経費補正前の額とする。）の工事については、原則、発注者指定型の対象とする。

（2）受注者希望型

受注者がモデル工事の実施を希望する工事（第5条第1項に規定する特記仕様書の記載がない場合であって、工事着手前に受注者からモデル工事について協議があり、適当と認められた場合を含む。）

（対象期間）

第3条 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とする。ただし、年末年始休暇6日間，夏季休暇3日間，工場製作のみを実施している期間，工事全体を一時中止している期間のほか，発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

（休工日の確保）

第4条 受注者は、モデル工事を実施している期間中の休工日は、巡回パトロールや保守点検等，現場管理上必要な作業を除く全ての作業を中断し，現場を閉所するものとする。

2 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等，やむを得ず休工日に作業する場合は，休工日を振り替えできるものとし，その場合の4週8休（受注者希望型においては4週6休及び4週7休を含む。）もモデル工事として認めるものとする。

3 降雨，降雪等で作業予定日を休工日とする場合は，休工日を振り替えできるものとし，その場合の4週8休（受注者希望型においては4週6休及び4週7休を含む。）もモデル工事として認めるものとする。

- 4 休工日は、分離発注の場合において、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態を含む。

(実施方法)

第5条 発注者は、モデル工事の実施にあたって、特記仕様書にモデル工事の対象である旨を明示（別紙1参照）し、工期については、公共建築工事における工期設定の基本的な考え方等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。

- 2 受注者希望型の実施を希望する受注者は、契約後速やかに「工事条件変更等確認要求書」（別紙2参照）により発注者に確認の請求を行い、発注者は、確認した結果を受注者に通知するものとする。

なお、モデル工事を実施しない場合においても、前項で設定した工期は変更しないものとする。

- 3 受注者は、施工計画書の提出時にモデル工事に対応した工程表を作成し、監督職員と協議するものとする。
- 4 受注者は、モデル工事である旨を、工事看板等で工事現場に掲示するものとする。

(別紙3参照)

- 5 受注者は、下請企業を含む現場の全ての労働者に対して、休工日には事務作業や他現場で作業を行わないよう要請するものとする。
- 6 受注者は、第4条第2項の規定により、休工日に作業を行う場合は、事前にその理由を発注者に書面（又は電子メール）で提出するものとする。
- 7 受注者は、第4条第3項の規定により、作業予定日を休工日とする場合は、事前に書面（又は電子メール）により発注者に報告するものとする。
- 8 受注者は、休工日を確保したことが確認できるように工事日誌等に休工日を記載し、発注者に提出するものとする。
- 9 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日に作業が発生するような指示等は行わないものとする。

(労務費の負担)

第6条 発注者指定型にあつては、別紙4に掲げる4週8休の補正を行った上で発注するものとし、施工後に現場閉所率の状況を確認し、4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。

- 2 受注者希望型にあつては、施工後、現場閉所率に応じ、別紙4に掲げる補正分を増額して変更契約を行うものとする。ただし、工事着手前にモデル工事に係る協議が整わなかったものは、対象としない。

なお、祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）を休工日とした場合は、現場閉所率に含めるものとする。

(工事成績評定)

第7条 モデル工事のうち4週8休を達成した工事については、「創意工夫」の「その他」項目で加点評価する。なお、達成できなかった場合であっても減点を行わない。

2 発注者指定型において4週8休が達成されなかった工事、及び受注者希望型において4週6休、4週7休又は4週8休が達成されなかった工事の「工程管理」に関する評価項目は、工期設定を週休2日制モデル工事（4週8休）が適用できる工事日数としていることを踏まえて評価するものとする。

(アンケート調査等)

第8条 発注者がモデル工事に関するアンケート調査やヒアリングを実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後であっても同様とする。

(その他)

第9条 モデル工事の実施にあたって、本要領に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

附則

この要領は、令和6年3月1日から施行し、令和6年4月1日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事から適用する。

3. 「週休2日制モデル工事」の実施について

- ・発注者指定型
- ・受注者希望型

本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする「週休2日制モデル工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休2日制モデル工事」試行要領（営繕工事編）による。

高知市技術監理課ホームページ内

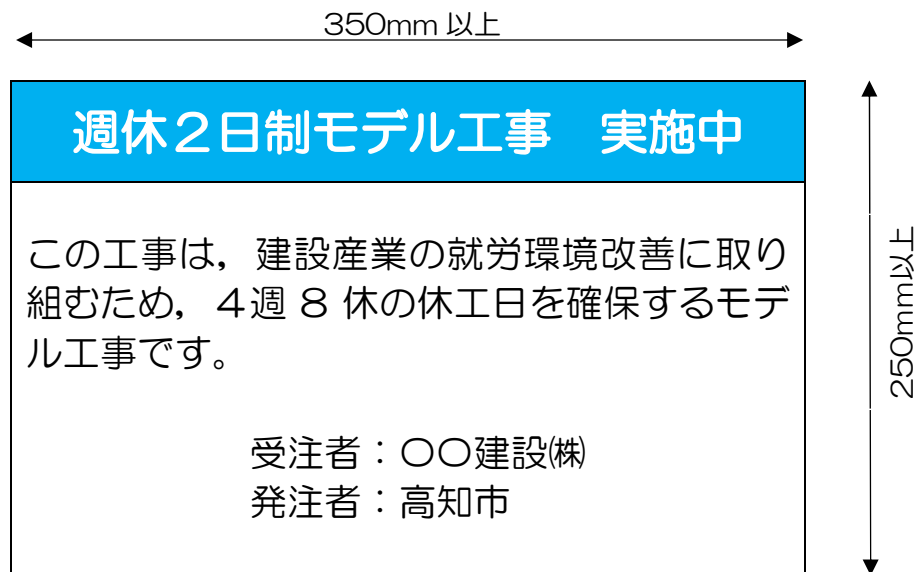
(<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukyuhutsuka/>)

※適用の有無は 特記仕様書 1. 特記仕様 による。

係		係 長		課長補佐		工事課長	
工事条件変更等確認要求書							
令和〇年〇月〇日							
高知市		課長様		(受注者) 〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印			
高知市工事請負契約書第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり工事条件変更等の確認を求めます。							
1 工 事 名	〇〇〇〇〇工事						
2 工事場所	高知市〇〇町						
3 工 期	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日						
4 変更事項	高知市工事請負契約書第 18 条第 1 項第 4 号による。						
	具体的事項(必要に応じて図面, 写真を添付して説明すること。) 特記仕様書第〇条の規定により「週休 2 日制モデル工事」を実施したい ので, 確認をお願いします。						
うえのことについては, 次のとおり措置してください。							
令和〇年〇月〇日							
(受注者) 〇〇建設株式会社		代表取締役 〇〇〇〇 様		高知市 課長 印			
5 変更事項に対する措置方法 (図面による場合は図示するとともに, 措置方法不要の場合は不要と書く。)							
上記事項について適当と認めますので, 施工計画書提出時にモデル工事に対応した工程表を監督職員に提出してください。							

注 受注者は「変更事項」までを記入したものを工事監督職員に 2 部提出する。

工事監督職員は, 記入事項を確認のうえ「変更事項に対する措置事項」を回議, 押印のうえ受注者に 1 部送付し, それぞれ相手方押印のあるものを 1 部ずつ保管する。



- ※受注者は、工事現場の見やすい位置に PR 看板を設置するものとする。
- ※上記は掲示例であり、看板のサイズや文面を指定するものではない。

週休2日モデル工事における経費等の補正係数について

労務費	補正係数		
	4週6休 ^{※1} (4週6休以上7休未満)	4週7休 ^{※2} (4週7休以上8休未満)	4週8休 ^{※3} (4週8休以上)
	1.01	1.03	1.05

※1 4週6休(4週6休以上7休未満): 現場閉所率 21.4%(6/28日)以上 25.0%未満

※2 4週7休(4週7休以上8休未満): 現場閉所率 25.0%(7/28日)以上 28.5%未満

※3 4週8休(4週8休以上): 現場閉所率 28.5%(8/28日)以上

現場閉所率は次式により算出する。

現場閉所率=対象期間内の休工日数/対象期間内の日数×100(%)

小数点第2位を切り捨てる。

表A-2 建築工事の補正率

工種	摘要※	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
土工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
コンクリート工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
型枠工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄骨工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
既製コンクリート		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08	1.01	1.07
防水工事(シーリング)	市場単価	1.04	1.17	1.02	1.15	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
石工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
タイル工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
屋根及びびとい		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
左官工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.12	1.01	1.11	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.04	1.19	1.02	1.17	1.01	1.15
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.14
塗装工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.15	1.02	1.13	1.01	1.12
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：刊行物の掲載価格（「市場単価」以外の材工単価）の補正率を示す。なお、記載が無い項目は「市場単価」、「物価資料」に共通の補正率を示す。

表E-2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線び 及び同ボックス	1.04	1.22	1.02	1.20	1.01	1.18
	ケーブルラック	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21	1.02	1.19	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.14	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.03	1.16	1.02	1.15	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05	1.01	1.05
	(電動機その他接続材 工事) 金属製可とう電線管	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.20	1.02	1.18	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

表M-2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び 消音内貼	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト 及び低圧チャンパー類	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21
衛生器具設備 (ユニットを 除く)	取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21